

様式第1号（第12第2項）

令和8年度アートの手法を活用した学び推進事業  
（表現コミュニケーションプログラム）業務委託  
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年3月10日

文化振興課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度アートの手法を活用した学び推進事業(表現コミュニケーションプログラム)  
業務委託

(2) 業務の目的

学校教育の現場に、演劇・ダンス等の表現手法や対話的鑑賞の手法を取り入れ、児童生徒の表現力・コミュニケーション能力の向上及び自己肯定感・非認知能力の育成を図ることを目的とする。また、ファシリテーター等の人材育成、教育関係者や自治体関係者に対し、当該手法の理解促進と継続的な実施に向けた体制構築を図る。

(3) 業務内容

- ア アートの手法を活用した学び単発型表現コミュニケーションプログラムの実施
- イ アートの手法を活用した学びモデルパッケージ校表現コミュニケーションプログラムの実施
- ウ 広報業務
- エ 人材育成業務

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 実施内容

- ① アートの手法を活用した学び単発型表現コミュニケーションプログラムの実施
- ② アートの手法を活用した学びモデルパッケージ校表現コミュニケーションプログラムの実施
- ③ 当事業の認知度向上のための広報業務の実施
- ④ 当事業の実施体制の基盤強化のための人材育成事業の実施

イ 業務の要する経費及びその内訳

ウ 実施体制（実施に当たっての全体スケジュール、運営体制）

(6) 業務の実施場所

長野県内全域

(7) 履行期間又は履行期限

契約日から令和9年2月28日（日）まで

(8) 費用の上限額

3,652,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(4)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式  
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式  
様式第3号の附表による。
- (3) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570（住所記載不要） 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県県民文化部文化振興課芸術文化係（県庁西庁舎2階） 電 話 026-235-7282（直通） F A X 026-235-7284 メール geijutsu@pref.nagano.lg.jp
---

(4) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年3月16日（月）午後5時（必着）
- ② 提出先 3(3)に同じ。
- ③ 提出方法 郵送又はメールとします。

ただし、郵送又はメールの場合は提出期限までに文化振興課に到達したものに限りま

す。これらの方法で提出した場合は、到達したことを電話で3(3)の担当者に確認してください。

(5) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(6) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の3日前までに、書面により文化振興課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により文化振興課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付  
ア 受付場所 3(3)に同じ。  
イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。  
(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(3)に同じ。
- (2) 受付期間 令和8年3月10日（火）から令和8年3月19日（木）正午まで。  
(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメールにより提出するものとします。
- (4) 回答方法 質問者に対して原則としてメールにより回答するほか、文化振興課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和8年3月23日（月）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書の作成様式（A 4片面印刷10ページ以内・任意様式）

本業務についての具体的な実施内容等を提案してください。

(3) 企画書記載上の留意事項

- ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3 (3) に同じ。
- ② 受付時間 5 (2) に同じ。
- ③ 受付方法 5 (3) に同じ。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年3月26日(木)  
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- ② 提出先 3 (3) に同じ。
- ③ 提出部数 7部(メール提出の場合は1部)
- ④ 提出方法 持参、郵送又はメールとする。

ただし、郵送又はメールの場合は提出期限までに文化振興課に到達したものに限りま  
す。これらの方法で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3 (3) の担当者に確  
認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項 目	評価内容	配点
1 アートの手法を活用した 学び推進事業に対する理 解・認識について	・事業趣旨を的確に踏まえているか。 ・学校が抱える課題等を適切に把握し、その 課題解決に向けて当該事業の取組がどのよう に寄与し得るかを理解しているか。	20
2 企画提案の実現性	・実現性や具体性はあるか。	20
3 広報・情報発信の充実度	・事業の認知度向上に向けた広報企画の質や、 多角的かつ効果的な情報発信の体制が示され ているか。	15
4 継続性・発展性の提案	・人材育成事業等により、事業の発展につな がる構造が示されているか。 ・事業終了後も学校現場で継続できる仕組み の提案がなされているか。	15
5 費用の妥当性	・見積金額について、効果的な執行計画であ るか、その内訳が効果を最大化できる配分で あり、提案内容に相応な金額となっているか。	15
6 実施体制・専門性	・事業を確実かつ円滑に実施するための体制 が確保されているか。 ・アート教育等に関する専門性が認められる か。	15
合 計		100

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点未満の場合は選定しません。

② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

③ プレゼンテーションの実施日時

令和8年3月30日（月）午前9時からオンライン開催を予定

※詳細は各参加者に個別に連絡します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により文化振興課長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により文化振興課長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、文化振興課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により文化振興課長に対して非該当理由について説明を求められます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(3)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。

（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

① 企画提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者、並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

## 7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

## 8 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）を文化振興課長に提出するものとします。

- (2) 見積書が、(1) の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、文化振興課において閲覧に供します。

## 10 その他

- (1) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 (住所記載不要)  
長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県県民文化部文化振興課芸術文化係 (県庁西庁舎 2階)  
電 話 026-235-7282 (直通)  
F A X 026-235-7284  
メール geijutsu@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。